

1. 件 名：東北電力株式会社女川原子力発電所1号炉に係る照射燃料集合体が十分な期間冷却されたことに関する評価等について

2. 日 時：令和2年6月17日 15:50～16:50

3. 場 所：原子力規制庁3階 室内会議卓

4. 出席者

原子力規制庁 緊急事案対策室

児玉企画調整官、蔦澤専門職

東北電力株式会社

原子力部 課長 他8名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要 旨

東北電力株式会社から、令和2年3月18日の第72回原子力規制委員会で廃止措置の認可を受けた同社女川原子力発電所1号炉について、使用済燃料集合体が十分な期間冷却されているものとして定める告示の改正のため、廃止措置計画での使用済燃料の評価等について資料1に基づき説明を受けた。

原子力規制庁から、使用済燃料の評価について、「（2）未臨界性の評価」の評価モデル体系を示すよう伝えた。

東北電力株式会社から、再度確認し回答するとのことであった。

6. その他

配布資料：資料1 女川原子力発電所1号炉 廃止措置計画認可に伴う冷却告示への対応について（東北電力株式会社）